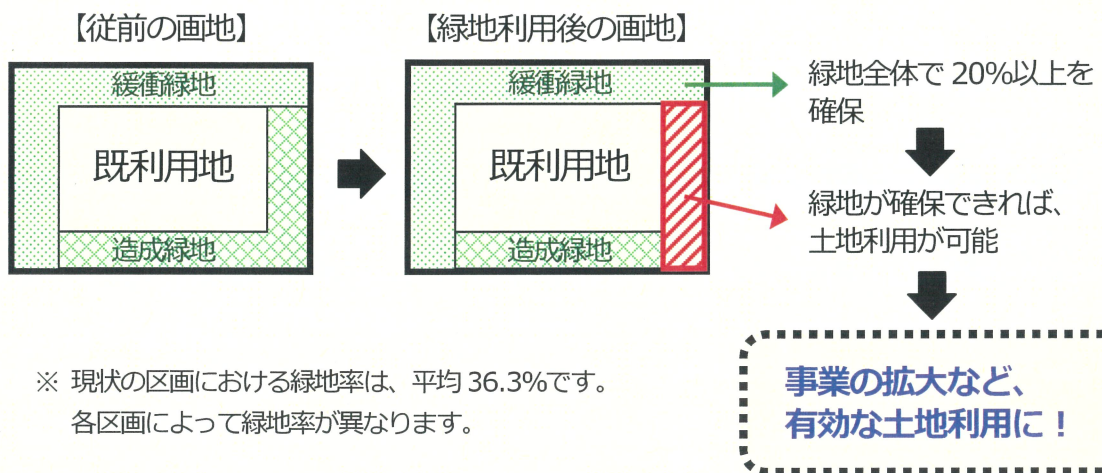


# グリーンテクなかいBブロック 企業活動活性化施策のご案内

Bブロックの緑化基準の緩和を可能にすることで、企業の事業拡大や新たな企業進出など企業活動の活性化につながる効果的な土地利用を支援します。

## 企業立地支援施策

事業用地ごとに確保する  
緑地率を「一律 20%以上」とします。



## 対象要件

- 緩衝緑地は、従前通り残す必要があります。(道路側の緑地の設置は必須)
- 自然緑地・造成緑地は、土地利用や緑地の付替えが「可能」です。  
(緩衝緑地と合わせた全体の緑地率は、20%以上としてください。)
- この支援施策の対象は、緑地部分を土地利用した場合のみです。

## 実施時期

平成24年4月1日より開始

## 適用除外

下記区画は、既存の緑化基準を適用し、現状の緑地を保全するようお願いします。

- この施策を開始する以前に、緑地率が20%未満に設定されている区画。
- 緑地部分を土地利用しない区画。

※ この施策は、既存の緑化基準を廃止するものではありません。

## 支援施策の活用をお考えの事業者様・地権者様へ

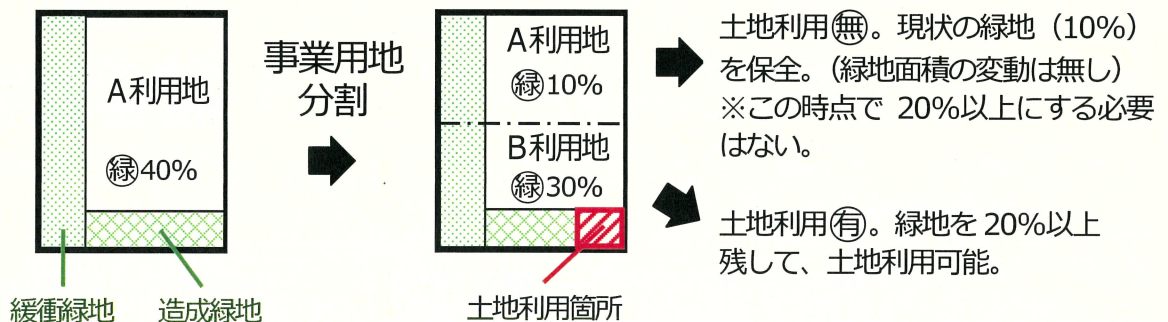
- ◆ 土地利用により緑地の変更を希望される場合は、まずは役場へご相談いただき、事前の調整をお願いします。
- ◆ 実際に土地利用される場合は、平面図や求積図等の変更内容がわかる書類の提出をお願いします。
- ◆ 土地利用にあたっては、都市計画法や建築基準法など、関係法令を遵守していただきますようお願いします。

### その他事例等

- この支援施策は、緑地部分の土地利用が発生する時点で適用されます。  
(区画内の分割や合併により、事業用地が変更した場合も同様です。)
- 緑地の偏在により、分割後に土地利用をしない事業用地の緑地率が20%を満たない場合も、その緑地は保全し、土地利用が発生した時点で適用します。

～詳細につきましては、中井町役場へ事前調整をお願いいたします～

(参考事例)



### 固定資産税に係る緑地補正の取扱い

- 本施策の開始後も、緑地の変動がない場合は、従前と変更はありません。
- 緑地に変動がある場合 (土地利用の発生や事業用地の変更) は、確保された緑地面積により緑地補正の再算定をします。

【問合せ】 本施策について、ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。

中井町役場 まち整備課

電話 (0465) 81-3901

ファクシミリ (0465) 81-4676

電子メール machi@town.nakai.kanagawa.jp